

東京税理士会와 懇談會

2015. 10. 23

서울地方稅務士會

目 次

○ 會 順	1
○ 金相哲 會長 人事	2
○ 日 程 表	3
○ 參 加 者 名 單	4
○ 懇 談 會 資 料	5

會 順

一. 開會辭(司會：總務理事)

一. 紹介(兩國 參加者 紹介)

一. 人 事

◆ 金 相 哲 會長(서울地方稅務士會)

◎ 神 津 信 一 會長(東京稅理士會)

一. 懇談會

一. 記念品 贈呈

一. 記念撮影(稅務士會館 玄關)

◆ ご挨拶

皆様、こんにちは。

尊敬する東京税理士会の神津信一会長をはじめ、役員のソウル地方税務士会のご訪問を心から歓迎申し上げます。

まず、先月の東京におけるサッカー大会及び先週の大阪AOTCA大会の際には、皆様に大変お世話になりましたこと、改めて、厚く御礼申し上げます。

特にサッカー大会の際には、素晴らしいお持て成しをいただき、参加者一同は、感激しており、ここ最近、このように二回も皆様にお目にかかれて、より親しみを感じているところです。

さて、この度の意見交換会では、二つのテーマを用意しております。

貴会からのご質問事項についてより正確、かつ実りのあるご説明をさせていただくため、最善を尽くしたつもりですが、何かご不明なところがございましたら、何なりとお申し付け下さいませ。

わたくしは、この場を通じて両会が有用な情報を交換することによって、両国の租税制度の発展に寄与することを高く信じております。また、情報交換のみではなく東京税理士会との友情の絆もより強くなる、有意義な意見交換会となることを心から祈願いたします。

僅か一ヶ月前までには残暑が残っておりましたが、こここのところは、すっかり秋の風情が漂い、朝晩の気温の差も大きくなりました。











皆様におかれましては、一泊二日の厳しいご日程のこと、くれぐれも風邪など召されぬようご自愛のほどを願います。

皆様、ありがとうございました。

2015. 10. 23

ソウル地方税務士会 会長 金相哲

◇ 서울地方稅務士會 懇談會 參加者 名單

no.	職位	写真	氏名	日語名
1	會長		金 相 哲	キム サン Chol
2	副會長		李 鍾 鐸	イ ゾン Tak
3	總務理事		梁 仁 煜	ヤン イン Uk
4	研究理事		朴 炳 龍	バク ビョン Yon
5	業務理事		孫 京 植	ソン ギョン Shik
6	國際理事		李 信 愛	イ シン Ae
7	研修委員長		洪 起 善	ホン ギソン
8	弘報委員長		張 寶 元	ジャン ボウ Won
9	國際委員長		韓 寅 亨	ハン イン Hyon
10	監理委員長		尹 正 基	ユン ジョン Gi

◇ 東京税理士会 懇談會 參加者 名單

no.	職位	写真	氏名	韓國語
1	會長		神津 信一	코즈 신이치
2	副會長		西村 新	니시무라 아라타
3	副會長		名倉 明彦	나쿠라 아키히코
4	專務理事		足達 信一	아타치 신이치
5	專務理事		加藤 眞司	가토우 신지
6	總務部長		小山 敦	코야마 아츠시
7	國際部長		田尻 吉正	타지리 요시마사
8	國際部副部長		神谷 一夫	카미야 카즈오
9	國際部委員		山元 俊一	야마모토 슌이치
10	前國際部委員		神田 宗豪	칸다 무네텡요
11	事務局		鶴見 健一	츠루미 켄이치

ご質問事項 |

2016年1月より施行されるわが国のマイナンバー制度と韓国の納税番号制度について

日本は、2016年1月からマイナンバー制度(全国民に社会保障番号及び納税者番号を付与する制度)が施行される。これに関連し、既に住民登録番号及び納税者番号制度を施行している韓国の現況、単一税率を施行している韓国の附加価値税率構造について、聞きたい。

答弁内容 1 : 韓国における住民登録番号と納税者番号制度の現況等

話し手 : ソウル地方税務士会 研究理事 朴 炳龍

韓国では、個人を特定する手段として数字を使用するのが一般化され、軍人には軍番が学生には学番が罪囚には収監番号がその例といえる。租税行政も例外ではなく国民個人の納税内訳を効率的に管理するため、すべての納税者を納税者番号を持って管理しているのである。もちろん、納税者の氏名などの固有名称によって把握することもありうるが、殆どの業務プロセスが電算化されているため、デジタル化された納税者番号を持って管理するのが要り効率的であるとの理由である。

1. 納税者番号制度

韓国では、全国民一人ひとりに住民登録番号が付与される。そして、個人が事業をする場合には、この住民登録番号を元に管轄税務署から事業者登録番号が付与され、それを附加価値税法(日本の消費税法に当たる)において納税者番号としてインボイスを発行するわけである。また、法人の場合は、代表取締役の住民登録番号を元に登記所から法人登録番号が付与され、法人が営業開始申告をする際には、当該法人登録番号に基づいて法人の事業者登録番号が付与されているのである。

よって、韓国の納税者番号として、事業者の場合は上記の事業者登録番号が使用されており、非事業者の場合は住民登録番号が使用されているので、租税行政においては、附加価値税及び法人税は事業者登録番号をもって、個人の所得税と相続・贈与税並びに譲渡所得税等は住民登録番号によって管理されているわけである。

2. 住民登録番号制度

韓国で住民登録番号制度が施行され始めたのは、1968年11月21日からであって、きっかけになったのは、北朝鮮のスパイによる当時の大統領の暗殺を図った事件である。すなわち、北朝鮮のスパイを識別しようとする目的から始まった制度であるため、施行当時、誰も反対する者はいなかったのである。

現在の住民登録番号は13桁と構成されていて、最初の6桁の数字が生年月日、次の4桁が出生申告をした自治団体の固有番号、次の1桁が当日当該事務所で出生申告をした順位番号、最後の1桁が暗証番号であって、生涯不変の番号である。

日常生活では、主に本人の身分確認をするため使用されているので、例えば、銀行口座を開設する際など各種の文書には本人確認のために、住民登録証の写しを添付し、住民登録番号を記載する。また、すべてのウェブ上で会員加入と本人確認及び成人認証のための手段など、あらゆる場面において住民登録番号が使われてきたのである。

但し、90日以上滞在する外国人の場合は、別に生成する外国人登録番号が身分証明として使用される。

ところが、2000年代に入って急激に発達した韓国のインターネット環境により基本権侵害に関する賛否両論が議論されることのほか、他人が住民登録番号を持って本人の成りすました事件、あるいはウェブサイトによる個人情報の大量流出事件などがしばしば発生し、大きな社会問題となったのである。政府はその対応策としてインターネットに加入する際には、住民登録番号の代わりアイピン(i-PIN)の利用を義務つけたのであるが、そもそもアイピンを発給してもらうには、本人確認のためにも住民登録番号の提示が要るので、この制度は定着しなかった。

そのうち、2015年7月15日、安全行政部(日本の総務省に当たる)は、「法令上の根拠なく住民登録番号の収集を許容している自治法規の全面整備計画」を発表し、2014年8月7日施行の「住民登録番号収集法定主義」に則り、住民登録番号の収集・利用を法令上の根拠がある場合に限るとの原則の徹底化を図ったため、従来、色んな文書に書いてあった住民登録番号の場合は、すべての住民番号を記載せず、最初の6桁の生年月日のみ記載し、後ろの7桁については、*****として記載されるようになったのである。しかし、いずれにせよ、個人情報の完全な保護にはまだ至ってはいないように思われる。

3. 事業者登録番号

上記でも述べたように、韓国で事業を営むためには、個人事業者の場合、管轄税務署に事業者登録をし事業者登録番号を付与されないと、附加価値税の仕組みである税金計算書(インボイス)を発行することが出来ないのも、事業者登録番号がなくてはビジネスが出来ないものと言っても過言ではない。

その事業者登録番号は10桁の数字としてなり、最初の1桁が国税局のコード、次の2桁が税務署コード、次の2桁は個人又は法人を区別するコード、その次の4桁が登録日による順番コード、最後の1桁が暗証番号である。

なお、法人の場合には、登記所に登録された法人登記番号に基づいて管轄税務署から上記の事業者登録番号が付与されること以外には、すべて個人の事業者と同様である。

4. 韓国の付加価値税率など

1) 概要

韓国の附加価値税は、一般消費税としての性格が強く、すべての財貨や役務に対し、単一税率で課税されるため、租税負担の逆進性をもたらすのである。そして、この逆進性を緩和するために基礎生活必需品に対しては、免税制度(日本における非課税)を設けていて、贅沢品については、個別消費税を追加課税しているのである。

なお、附加価値税率は、この制度を施行し始めた1977年における税率である10%の単一比例税率、すなわち、課税されるすべての財貨や役務に対し、10%の税率を持って課税されている。

2) 免税制度

免税(Exemption)とは、一定の財貨や役務の供給について附加価値税の納税義務を免除する制度のことを言う。上記で述べたように附加価値税の逆進性を緩和する目的で基礎生活必需品については、多様な免税制度を設けているのであり、その主な対象は次のとおりである。

- ① 加工されていない食料品
- ② 水道水
- ③ 練炭と無練炭

- ④ 女性用の生理処理用品
- ⑤ 医療保険役務として大統領令が定めるものと血液
- ⑥ 教育役務として大統領令が定めるもの
- ⑦ 旅客運送役務。但し、航空機、高速バス、貸し切りバス、タクシー、特殊自動車、特種船舶又は高速鉄道による旅客運送役務として大統領令が定めるものはその限りではない。
- ⑧ 図書、新聞、雑誌、官報、ニュース通信及び放送であつて大統領令が定めるもの
但し、広告役務はその限りではない。
- ⑨ 郵便切手
- ⑩ タバコであつて販売価額が大統領令が定めるもの及び特修用のタバコとして大統領令が定めるもの
- ⑪ 金融・保険役務として大統領令が定めるもの
- ⑫ 住宅とこれに付する土地の賃貸役務として大統領令が定めるもの
- ⑬ マンションの子供部屋への賃貸役務
- ⑭ 土地
- ⑮ 著述家・作曲家又はその他の者が職業上提供する人的役務として大統領令が定めるもの
- ⑯ 芸術創作品、芸術行事、文化行事又はアマチュア運動競技として大統領令が定めるもの
- ⑰ 図書館、科学館、博物館、美術館、動物園、植物園、その他、大統領令が定めるところに入場させるもの
- ⑱ 宗教、慈善、学術、救護、その他、公益を目的とする団体が供給する財貨又は役務として大統領令が定めるもの
- ⑲ 国家、自治団体又は地方自治団体組合が供給する財貨又は役務として大統領令が定めるもの
- ⑳ 国家、自治団体又は地方自治団体組合が又は大統領令が定める公益団体に無償にて供給する財貨又は役務

3) ゼロ税率(日本における輸出免税)

韓国におけるゼロ税率は、免税とは異なり売上課税標準に0%の税率を適用するため、売上税額はゼロとなり、売上税額から仕入れ税額を控除すると仕入れ税額が還付される。このゼロ税率制度は、消費地課税原則の具現し、外貨獲得の奨励、農・魚業及び障害者支援などの政策的の目的を達成するため設けられた制度であり、その適用対象は次の通

りである。

- ① 輸出する財貨、国外で提供される役務、外国航行役務
- ② 一定の外貨獲得の国内供給
- ③ 農・魚業関連財貨、障害人の保障具など

4) 個別消費税の課税

一般消費税としての附加価値税の逆進性を緩和するため導入された制度であって、特定の財貨又は役務の消費行為につき附加価値税とは別に個別消費税を追加課税するものであって、その課税対象と税率は次のとおりである。

- ① 物品の価額に課税するもの
 - ・ 賭博具、娯楽用の射撃器具、その他の娯楽用品、狩猟用鉄砲類 : 20%
 - ・ 麓養、ローヤルゼリー、芳香用化粧品 : 7%
- ② 物品の価額のうち大統領令が定める基準価額を超過するもの
 - ・ 宝石、真珠、亀甲、珊瑚、琥珀及び象牙とこれを使用した製品、貴金属製品、高級写真機と関連製品、高級時計、高級絨毯、高級カバン、高級毛被とその製品、高級家具 : 20%
- ③ 次の各目の自動車に対しては、物品価額に該当税率を適用 : 5%
 - ・ 排気量2千CCを超過する乗用自動車とキャンピング用の自動車
 - ・ 排気量2千CCを以下の乗用自動車(排気量1千CC以下のものであって、大統領令が定める規格のものがその限りではない。)と二輪自動車
 - ・ 電気乗用車
- ④ 各種のオイルなど
 - ・ ガソリン : リトル当たり475ウォン
 - ・ ガスオイル : リトル当たり340ウォン
 - ・ 灯油 : リトル当たり90ウォン
 - ・ 重油 : リトル当たり17ウォン
 - ・ プロパンガス : キログラム当たり20ウォン
 - ・ ブタンガス : キログラム当たり252ウォン
 - ・ 天然ガス : キログラム当たり60ウォン
- ⑤ 電気エアコン、電気冷蔵庫、電気洗濯機、テレビジョンについては、大統領令が定める

要件に該当する物は、物品価額の5%

⑥ 入場行為

- ・ 競馬場 : 一人一回の入場に対し、1,000ウォン
- ・ 競輪場、競艇場 : 一人一回の入場に対し、400ウォン
- ・ 賭博機を設置した場所 : 一人一回の入場に対し、10,000ウォン
- ・ ゴルフ場 : 一人一回の入場に対し、10,000ウォン
- ・ カジノ : 一人一回の入場に対し、5万ウォン(但し、外国人2,000ウォン)

⑦ 遊興酒場、外国人専用の遊興飲食店その他類似の場所 : 飲食料金の10%(終)

ご質問事項 Ⅱ

相続税・贈与税の韓国の現況について

わが国では、相続法の改正により2015年1月から相続税の課税が強化され、納税義務が生ずる者が増えてきたが、韓国において相続財産に対する課税状況に何らかの変化はあるのか。(基礎控除額及び税額控除額の引き下げ、累進税率の課税標準の範囲拡大と最高税率の55%引き上げ等)

答弁内容 Ⅱ : 相続税及び贈与税の韓国の現況

話し手 : ソウル地方税務士会 研修委員長 洪 起 善

日本では、2015年から相続税率の引き上げ、課税標準範囲の調整、控除額の引き下げなどによって、相続税の課税が強化されたのであるが、韓国の場合、2000年相続税の最高税率を45%から50%に引き上げることや課税標準範囲の調整等によって相続課税が強化された以降には、家業相続控除の拡大など、却って、相続課税が緩和される傾向である。しかし、不動産の基準時価の毎年の引き上げ及び課税インフラの構築により、事実上の納税義務者が増えつつある。

1. 相続税率

韓国の相続税法による最高税率は、2000年1月1日の改正によって50%(相続財産価額30億ウォン超過)の引き上げが行なった以来、現在まで税率の変化はないのである。参考までに相続税・贈与税法による税率は、下記の表の通りである。(単位:ウォン)

課税標準	税率
1億以下	10%(累進控除額なし)
5億以下	20%(累進控除額1千万)
10億以下	30%(累進控除額6千万)
30億以下	40%(累進控除額1億6千万)
30億超過	50%(累進控除額4億6千万)

2. 相続控除額(単位:ウオン)

相続控除額も1997年以来、現在まで控除額の変化はないのである。参考までに相続控除額は以下の通りである。

- 1) 基礎控除 : 2億
- 2) その他の人的控除(①+②+③+④)
 - ① 子供控除 : 子供の数 × 3,000万
 - ② 未成年者控除 : 未成年者数 × 500万 × 20歳までの残余年数
 - ③ お年寄り控除 : お年寄りの数 × 500万 (60歳以上の年寄りに限る)
 - ④ 障害者控除 : 障害者の数 × 500万
(子供、未成年者、お年寄り、未成年者と重複控除可能)
- 3) 一括控除 : MAX[5億又は(基礎控除+その他の人的控除)]
- 4) 配偶者控除 : MAX[MIN(①又は②)、5億]
 - ① 配偶者が実際に相続を受けた金額(30億限度)
 - ② 相続財産 × 法定相続持分

従って、1997年以来相続控除額の変化がないため、納税者の増加の直接的な要因であるとは言い難い。しかしながら、18年間における基礎及び人的相続控除額の凍結は、その間における不動産の地価上昇や物価上昇の効果を反映できないことにより、間接的には、従来よりは課税対象の納税者の数を増やす効果があることを否認することは出来ないだろう。

3. 家業相続控除(日本における事業承継税制に類似するもの)

2014年の改正により、一定の条件を満たした中小企業(中堅企業を含む。)である家業を承継する場合には、①と②のうち、多い金額を企業相続控除として控除する。

- ① 2億
- ② 家業相続財産 × 100%(従来70%)
- ③ 控除限度額

被相続人の経営年数	控除限度額	
	2012年以降分	2014年以降分
10年未満	なし	なし
10年以上～15年未満	100億	200億
15年以上～20年未満	150億	300億
20年以上	300億	500億

従って、2014年の改正によって、課税対象者が縮小する結果となり、これについては、富の世襲という避難の世論もある中、政府はさらに年商5000億ウォン(大手企業)までその対象企業を拡大する意見を提示しているところである。

4. その他の諸問題

韓国では、2000年における相続税率引き上げ以降は、富の無償移転を緩和する傾向であるため、基本的に相続控除、税率及び課税標準区間、税額控除などの調整が行なわれていなかったため、新しく納税義務が生ずる者が増えるという課税状況の変化はないのである。しかしながら、以下の影響は考えられるものと思われる。

① 相続財産の評価問題

昔は時価標準額を持って相続財産を評価してきたのであるが、1990年8月30日からは公示地価制度が導入され、土地の場合は時価の80%まで反映されているし、オフィス及びマンションや一個建ての住宅までも公示地価を告示することにより、その分だけ相続財産の評価額が増加することによって、結果的には、昔より課税対象の納税者は増えつつあると思われる。

② 韓国では、2014年11月29日「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」が改正され不法的な名義借り口座に対する処罰規定が新設された。また、「特定金融取引情報の報告及び利用に関する法律」、「アメリカの海外金融口座申告法 : Foreign Account Tax Compliance」、韓米租税情報自動交換協定、海外金融口座申告義務など、資金の透明性に対するインフラが構築されたので、今後、相続・贈与税の税源捕捉率が容易になることによって、相続贈与税の課税対象は大幅に増えるものと判断される。

ちなみに、2015年10月1日～2016年3月31日までは、「未申告海外所得及び財産自主申告」という一時的なプログラムを実施し、海外の隠匿所得又は財産を申告し納付した場合には、納付不誠実加算税と租税犯処罰及びその他の刑事処罰を免除するプログラムの施行によって、アメリカなどの経験に照らし合わせると相続税及び贈与税の課税対象の納税者が大幅に増えるものと考えられる。(終)

ご質問事項 1

2016年1月より施行されるわが国のマイナンバー制度と韓国の納税番号制度について

日本は、2016年1月からマイナンバー制度(全国民に社会保障番号及び納税者番号を付与する制度)が施行される。これに関連し、既に住民登録番号及び納税者番号制度を施行している韓国の現況、単一税率を施行している韓国の附加価値税率構造について、聞きたい。

答弁内容 1 : 韓国における住民登録番号と納税者番号制度の現況等

(話し手 : ソウル地方税務士会 研究理事 朴 炳龍)

韓国では、個人を特定する手段として数字を使用するのが一般化され、軍人には軍番が学生には学番が罪囚には収監番号がその例といえる。租税行政も例外ではなく国民個人の納税内訳を効率的に管理するため、すべての納税者を納税者番号を持って管理しているのである。もちろん、納税者の氏名などの固有名称によって把握することもありうるが、殆どの業務プロセスが電算化されているため、デジタル化された納税者番号を持って管理するのがより効率的であるとの理由である。

1. 納税者番号制度

韓国では、全国民一人ひとりに住民登録番号が付与される。そして、個人が事業をする場合には、この住民登録番号を元に管轄税務署から事業者登録番号が付与され、それを附加価値税法(日本の消費税法に当たる)において納税者番号としてインボイスを発行するわけである。また、法人の場合は、代表取締役の住民登録番号を元に登記所から法人登録番号が付与され、法人が営業開始申告をする際には、当該法人登録番号に基づいて法人の事業者登録番号が付与されているのである。

よって、韓国の納税者番号として、事業者の場合は上記の事業者登録番号が使用されており、非事業者の場合は住民登録番号が使用されているので、租税行政においては、附加価値税及び法人税は事業者登録番号をもって、個人の所得税と相続・贈与税並びに譲渡所得税等は住民登録番号によって管理されているわけである。

2. 住民登録番号制度

韓国で住民登録番号制度が施行され始めたのは、1968年11月21日からであって、きっかけになったのは、北朝鮮のスパイによる当時の大統領の暗殺を図った事件である。すなわち、北朝鮮のスパイを識別しようとする目的から始まった制度であるため、施行当時、誰も反対する者はいなかったのである。

現在の住民登録番号は13桁と構成されていて、最初の6桁の数字が生年月日、次の4桁が出生申告をした自治団体の固有番号、次の1桁が当日当該事務所で出生申告をした

順位番号、最後の1桁が暗証番号であって、生涯不変の番号である。

日常生活では、主に本人の身分確認をするため使用されているので、例えば、銀行口座を開設する際など各種の文書には本人確認のために、住民登録証の写しを添付し、住民登録番号を記載する。また、すべてのウェブ上で会員加入と本人確認及び成人認証のための手段など、あらゆる場面において住民登録番号が使われてきたのである。

但し、90日以上滞在する外国人の場合は、別に生成する外国人登録番号が身分証明として使用される。

ところが、2000年代に入って急激に発達した韓国のインターネット環境により基本権侵害に関する賛否両論が議論されることのほか、他人が住民登録番号を持って本人の成りすました事件、あるいはウェブサイトによる個人情報の大量流出事件などがしばしば発生し、大きな社会問題となったのである。政府はその対応策としてインターネットに加入する際には、住民登録番号の代わりアイピン(i-PIN)の利用を義務つけたのであるが、そもそもアイピンを発給してもらうには、本人確認のためにも住民登録番号の提示が要るので、この制度は定着しなかった。

そのうち、2015年7月15日、安全行政部(日本の総務省に当たる)は、「法令上の根拠なく住民登録番号の収集を許容している自治法規の全面整備計画」を発表し、2014年8月7日施行の「住民登録番号収集法定主義」に則り、住民登録番号の収集・利用を法令上の根拠がある場合に限るとの原則の徹底化を図ったため、従来、色んな文書に書いてあった住民登録番号の場合は、すべての住民番号を記載せず、最初の6桁の生年月日のみ記載し、後ろの7桁については、*****として記載されるようになったのである。しかし、いずれにせよ、個人情報の完全な保護にはまだ至ってはないように思われる。

3. 事業者登録番号

上記でも述べたように、韓国で事業を営むためには、個人事業者の場合、管轄税務署に事業者登録をし事業者登録番号を付与されないと、附加価値税の仕組みである税金計算書(インボイス)を発行することが出来ないので、事業者登録番号がなくてはビジネスが出来ないものと言っても過言ではない。

その事業者登録番号は10桁の数字としてなり、最初の1桁が国税局のコード、次の2桁が税務署コード、次の2桁は個人又は法人を区別するコード、その次の4桁が登録日による順番コード、最後の1桁が暗証番号である。

なお、法人の場合には、登記所に登録された法人登記番号に基づいて管轄税務署から上記の事業者登録番号が付与されること以外には、すべて個人の事業者と同様である。

4. 韓国の附加価値税率など

1) 概要

韓国の附加価値税は、一般消費税としての性格が強く、すべての財貨や役務に対し、単一税率で課税されるため、租税負担の逆進性をもたらすのである。そして、この逆進性を緩和するために基礎生活必需品に対しては、免税制度(日本における非課税)を設けていて、贅沢品については、個別消費税を追加課税しているのである。

なお、附加価値税率は、この制度を施行し始めた1977年における税率である10%の単

一比例税率、すなわち、課税されるすべての財貨や役務に対し、10%の税率を持って課税されている。

2) 免税制度

免税(Exemption)とは、一定の財貨や役務の供給について附加価値税の納税義務を免除する制度のことを言う。上記で述べたように附加価値税の逆進性を緩和する目的で基礎生活必需品については、多様な免税制度を設けているのであり、その主な対象は次のとおりである。

- ① 加工されていない食料品
- ② 水道水
- ③ 練炭と無練炭
- ④ 女性用の生理処理用品
- ⑤ 医療保険役務として大統領令が定めるものと血液
- ⑥ 教育役務として大統領令が定めるもの
- ⑦ 旅客運送役務。但し、航空機、高速バス、貸し切りバス、タクシー、特殊自動車、特種船舶又は高速鉄道による旅客運送役務として大統領令が定めるものはその限りではない。
- ⑧ 図書、新聞、雑誌、官報、ニュース通信及び放送であって大統領令が定めるもの
但し、広告役務はその限りではない。
- ⑨ 郵便切手
- ⑩ タバコであって販売価額が大統領令が定めるもの及び特修用のタバコとして大統領令が定めるもの
- ⑪ 金融・保険役務として大統領令が定めるもの
- ⑫ 住宅とこれに付する土地の賃貸役務として大統領令が定めるもの
- ⑬ マンションの子供部屋への賃貸役務
- ⑭ 土地
- ⑮ 著述家・作曲家又はその他の者が職業上提供する人的役務として大統領令が定めるもの
- ⑯ 芸術創作品、芸術行事、文化行事又はアマチュア運動競技として大統領令が定めるもの
- ⑰ 図書館、科学館、博物館、美術館、動物園、植物園、その他、大統領令が定めるところに入場させるもの
- ⑱ 宗教、慈善、学術、救護、その他、公益を目的とする団体が供給する財貨又は役務として大統領令が定めるもの
- ⑲ 国家、自治団体又は地方自治団体組合が供給する財貨又は役務として大統領令が定めるもの
- ⑳ 国家、自治団体又は地方自治団体組合が又は大統領令が定める公益団体に無償にて供給する財貨又は役務

3) ゼロ税率(日本における輸出免税)

韓国におけるゼロ税率は、免税とは異なり売上課税標準に0%の税率を適用するため、売上税額はゼロとなり、売上税額から仕入れ税額を控除すると仕入れ税額が還付される。このゼロ税率制度は、消費地課税原則の具現し、外貨獲得の奨励、農・魚業及び障害者支援などの政策的の目的を達成するため設けられた制度であり、その適用対象は次の通

りである。

- ① 輸出する財貨、国外で提供される役務、外国航行役務
- ② 一定の外貨獲得の国内供給
- ③ 農・魚業関連財貨、障害人の保障具など

4) 個別消費税の課税

一般消費税としての附加価値税の逆進性を緩和するため導入された制度であって、特定の財貨又は役務の消費行為について附加価値税とは別に個別消費税を追加課税するものであって、その課税対象と税率は次のとおりである。

- ① 物品の価額に課税するもの
 - ・ 賭博具、娯楽用の射撃器具、その他の娯楽用品、狩猟用鉄砲類 : 20%
 - ・ 麓養、ローヤルゼリー、芳香用化粧品 : 7%
- ② 物品の価額のうち大統領令が定める基準価額を超過するもの
 - ・ 宝石、真珠、鼈甲、珊瑚、琥珀及び象牙とこれを使用した製品、貴金属製品、高級写真機と関連製品、高級時計、高級絨毯、高級カバン、高級毛被とその製品、高級家具 : 20%
- ③ 次の各目の自動車に対しては、物品価額に該当税率を適用 : 5%
 - ・ 排気量2千CCを超過する乗用自動車とキャンピング用の自動車
 - ・ 排気量2千CCを以下の乗用自動車(排気量1千CC以下のものであって、大統領令が定める規格のものがその限りではない。)と二輪自動車
 - ・ 電気乗用車
- ④ 各種のオイルなど
 - ・ ガソリン : リトル当たり475ウオン
 - ・ ガスオイル : リトル当たり340ウオン
 - ・ 灯油 : リトル当たり90ウオン
 - ・ 重油 : リトル当たり17ウオン
 - ・ プロパンガス : キログラム当たり20ウオン
 - ・ ブタンガス : キログラム当たり252ウオン
 - ・ 天然ガス : キログラム当たり60ウオン
- ⑤ 電気エアコン、電気冷蔵庫、電気洗濯機、テレビジョンについては、大統領令が定める要件に該当する物は、物品価額の5%
- ⑥ 入場行為
 - ・ 競馬場 : 一人一回の入場に対し、1,000ウオン
 - ・ 競輪場、競艇場 : 一人一回の入場に対し、400ウオン
 - ・ 賭博機を設置した場所 : 一人一回の入場に対し、10,000ウオン
 - ・ ゴルフ場 : 一人一回の入場に対し、10,000ウオン
 - ・ カジノ : 一人一回の入場に対し、5万ウオン(但し、外国人2,000ウオン)
- ⑦ 遊興酒場、外国人専用の遊興飲食店その他類似の場所 : 飲食料金の10%(終)

ご質問事項 2 : 相続税・贈与税の韓国の現況について

わが国では、相続法の改正により2015年1月から相続税の課税が強化され、納税義務が生ずる者が増えてきたが、韓国において相続財産に対する課税状況に何らかの変化はあるのか。(記者註 : 基礎控除額及び税額控除額の引き下げ、累進税率の課税標準の範囲拡大と最高税率の55%引き上げ等)

答弁内容 2 : 相続税及び贈与税の韓国の現況

(話し手 : ソウル地方税務士会 研修委員長 洪 起 善)

1. 相続税率

韓国の相続税法による最高税率は、2001年1月1日の改正によって50%(相続財産価額30億ウォン超過)の引き上げが行なった以来、現在まで税率の変化はないのである。参考までに相続税・贈与税法による税率は、下記の表の通りである。(単位:ウォン)

課税標準	税率
1億以下	10%(累進控除額なし)
5億以下	20%(累進控除額1千万)
10億以下	30%(累進控除額6千万)
30億以下	40%(累進控除額1億6千万)
30億超過	50%(累進控除額4億6千万)

2. 相続控除額(単位:ウォン)

相続控除額も1997年以来、現在まで控除額の変化はないのである。参考までに相続控除額は以下の通りである。

- 1) 基礎控除 : 2億
- 2) その他の人的控除(①+②+③+④)
 - ① 子供控除 : 子供の数 × 3,000万
 - ② 未成年者控除 : 未成年者数 × 500万 × 20歳までの残余年数
 - ③ お年寄り控除 : お年寄りの数 × 3,000万 (60歳以上の年寄りに限る)
 - ④ 障害者控除 : 障害者の数 × 500万
(子供、未成年者、お年寄り、未成年者と重複控除可能)
- 3) 一括控除 : MAX[5億又は(基礎控除+その他の人的控除)]
- 4) 配偶者控除 : MAX[MIN(①又は②)、5億]
 - ① 配偶者が実際に相続を受けた金額(30億限度)
 - ② 相続財産 × 法定相続持分

従って、1997年以来相続控除額の変化がないため、納税者の増加の直接的な要因であ

るとは言い難い。しかしながら、18年間における相続控除額の凍結は、その間における不動産の地価上昇や物価上昇の効果を反映できないことにより、間接的には、従来よりは課税対象の納税者の数を増やす効果があることを否認することは出来ないだろう。

3. 家業相続控除(日本における事業承継税制に類似するもの)

2014年の改正により、一定の条件を満たした中小企業である家業を承継する場合には、

①と②のうち、多い金額を企業相続控除として控除する。

- ① 2億
- ② 家業相続財産 X 100%(従来70%)
- ③ 控除限度額

被相続人の経営年数	控除限度額	
	2012年以降分	2014年以降分
10年未満	なし	なし
10年以上～15年未満	100億	200億
15年以上～20年未満	150億	300億
20年以上	300億	500億

従って、2014年の改正によって、課税対象者が縮小する結果となり、これについては、富の世襲という避難の世論もある中、政府はさらに年商5000億ウォン(大手企業)までその対象企業を拡大する意見を提示しているところである。

4. その他の諸問題

韓国では、2001年における相続税率引き上げ以降は、富の無償移転を緩和する傾向であるため、基本的に相続控除、税率及び課税標準区間、税額控除などの調整が行なわれていなかったため、新しく納税義務が生ずる者が増えるという課税状況の変化はないのである。しかしながら、以下の影響は考えられるものと思われる。

① 相続財産の評価問題

昔は時価標準額を持って相続財産を評価してきたのであるが、1990年8月30日からは公示地価制度が導入され、土地の場合は時価の80%まで反映されているし、オフィス及びマンションや一個建ての住宅までも公示地価を告示することにより、その分だけ相続財産の評価額が増加することによって、結果的には、昔より課税対象の納税者は増えつつあると思われる。

② 韓国では、2014年11月29日「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」が改正され不法的な名義借り口座に対する処罰規定が新設された。また、「特定金融取引情報の報告及び利用に関する法律」、「アメリカの海外金融口座申告法 : Foreign Account Tax Compliance」、韓米租税情報自動交換協定、海外金融口座申告義務など、資金の透明性に対するインフラが構築されたので、今後、相続・贈与税の税源捕捉率が容易になることによって、相続贈与税の課税対象は大幅に増えるものと判断される。

ちなみに、2015年10月1日～2016年3月31日までは、「未申告海外所得及び財産自主申告」という一時的なプログラムを実施し、海外の隠匿所得又は財産を申告し納付した場合には、納付不誠実加算税と租税犯処罰及びその他の刑事処罰を免除するプログラムの施行によって、アメリカなどの経験に照らし合わせ見ると相続税及び贈与税の課税対象の納税者が大幅に増えるものと考えられる。(終)

